

都市環境維持・改善事業資金融資 (エリアマネジメント融資)

良好な都市機能及び都市環境の保全・創出
(エリアマネジメント)を推進する事業を行う
都市再生推進法人又はまちづくり法人に対し、
地方公共団体を通じて行う無利子貸付制度です。



Q. 誰が貸付を受けられるのですか？

A. 地方公共団体を通じて、以下の法人が受けることができます。

■都市再生推進法人

都市再生法の中に規定された業務
(都市開発事業、公共施設・都市利便施設整備事業への
支援、参加等)を遂行できるものとして、
市町村長の指定を受けた一般社団法人・一般財団法人

■まちづくり法人

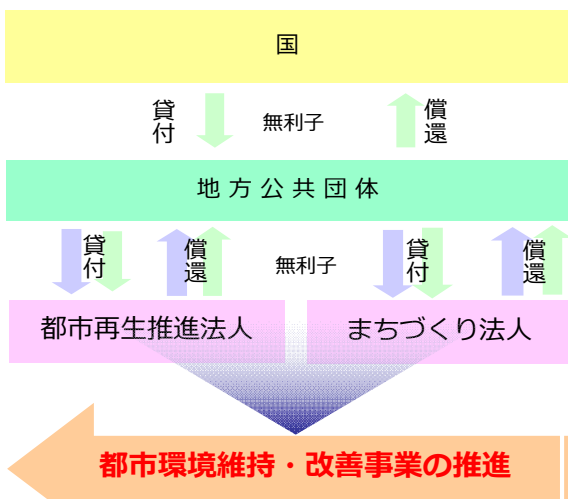
まちづくりの推進を図る事業活動を目的とした、
地方公共団体から1/4以上の出資を受けている法人



Q. どんな貸付が受けられるのですか？

A. 以下のとおりです。(対象事業は裏面へ)

- 貸付限度額
：事業に要する額の1/2以内
- 国の貸付率
：地方公共団体の貸付額の1/2以内
(**事業費の1/4以内**)
- 利率
：**無利子**
- 償還期間
：10年以内(4年の据え置き期間を含む)
均等半年賦償還



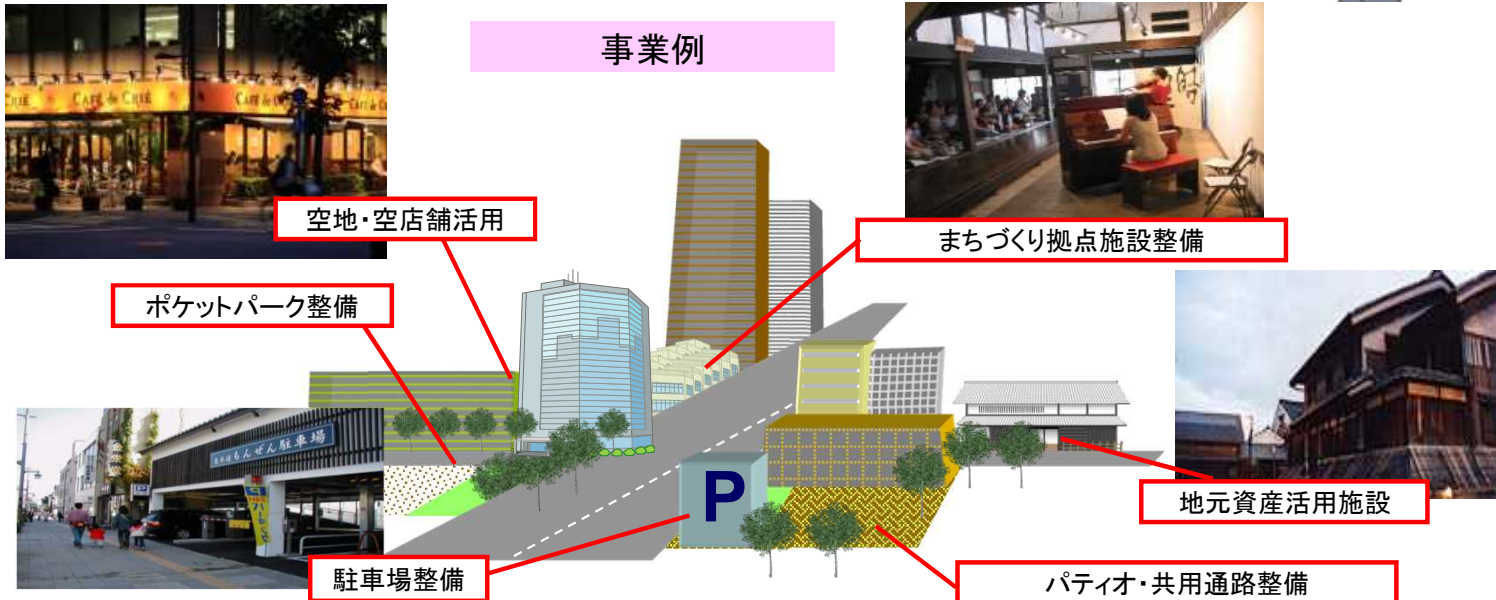
Q. どんな事業が貸付を受けられるのですか？

A. 地域のエリアマネジメント活動为目的として行われる、空き地・空き店舗の活用、集客・地域活性化施設の整備、駐車場の整備等のハード事業が貸付を受けることができます。

※対象地域・対象費用の要件を満たす必要があります。



事業例



対象地域

- 都市再生緊急整備地域の区域
- 都市機能誘導区域
(鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域)
- 歴史的風致維持向上計画の区域
- 観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域
- 景観計画の区域又は景観地区等

対象費用

以下のa)、b)を満たすことが必要です。

- a) 市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した ※ エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画」にもとづくもの

※国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含みます。

- b) a)の都市再生整備計画区域内における以下のもの
- イ 都市開発事業
 - ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場その他都市利便施設整備事業



活用したい場合は
地方公共団体へ相談を！



制度の問い合わせ窓口：

国土交通省 都市局まちづくり推進課
官民連携推進室 TEL:03-5253-8407

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html